

◆金権腐敗起こす根源、企業・団体献金の禁止を!!

日本共産党船橋議員団

# ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-241-4251  
 千葉県議 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎047-436-3030 FAX047-420-7201>

船橋市議

岩井友子 ☎047-438-8647  
 金沢和子 ☎047-422-5278  
 かなみつ理恵 ☎047-473-0678 (事務所)  
 神子そよ子 ☎047-769-7271  
 松崎さち ☎047-432-9317

▲市議団 ホームページ

# 「猛暑でもエアコンが使えない!!」 緊急の物価高騰対策を!

7月に入り、熱中症警戒アラートが出されています。命を守るためにエアコンをかけて熱中症を予防することが重要です。

しかし、物価高騰の上に6月から電気代が上昇したこともあり、室内でのエアコンの使用を控える方が少なくありません。命に関わる事態であり、緊急の物価高騰対策が求められています。

特に、生活保護世帯など低所得世帯には、病気や障がいのある方、高齢の方など、熱中症にかかりやすい「熱中症弱者」が多く、我慢にも限界があります。

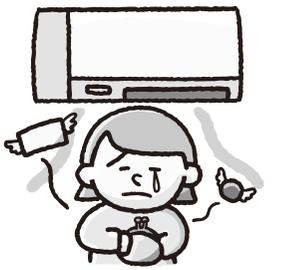
政府には、この夏をのりきる物価高騰対策が求められますが、当面の負担軽減策もなく無策です。

通常国会終了時、岸田首相は記者会見で、酷暑乗り切り緊急支援策として、電気やガス料金の補助を今年8月から3ヶ月間実施すること、ガソリン価格を抑えるための補助金も年内に限って継続すること、年金生活や低所得者を対象に行う重点支援地方交付金の拡充を通じた負担軽減策を行うことを表明しました。

しかし、燃料代や負担軽減の効果が見られるのは、9月以降です。今、酷暑の中を耐えている低所得世帯には、何の支援もありません。

## 物価高騰対策の 補正予算を求める

日本共産党には、何とかしてほしいとの切実な声が寄せられています。



6月の船橋市議会・予算決算委員会の全体会では、日本共産党はこうした切実な市民の声を届け、市長に追加の補正予算を組み、対策をとるよう求めました。

市長は、「市民の皆さんが生死に関わるような状態にあるとすれば、何らかの形で対応する必要があると言っふうに考えている。ただ、今の時点で補正をやるかやらないかという事は、考えて結論を出したいと思っている。」と答弁。やらないということではありませんでしたが、「生死に関わる状態」にならないと考えるというのでは、手遅れになりかねません。

日本共産党は、引き続き、緊急の支援策を求めていきます。

## 結婚新生活支援制度を 結婚したい人にも、結婚した人にも

今年度、船橋市は「結婚新生活支援事業」を実施しています。

今年1月1日〜来年3月末に婚姻または婚姻予定で、婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下、かつ新婚夫婦の所得の合計額が500万円未満の場合、住居確保に係る費用の一部を最大30万円助成します。また、結婚と併せて住宅を建築・購入して親世帯と同居又は同居する場合に助成上限を拡大します。

この制度は、国の地域少子化対策重点推進事業に基づく事業です。そのため、少子化対策を主な目的とすること、婚姻届をもって婚姻の確認を取るといふ条件がつけられています。

しかし物価高騰が厳しさを増していることもあり、多様性を認め、事業目的や利用対象者を増やしてほしいとの声が寄せられています。

## ふなばしパートナーシップ 宣誓制度の利用者の場合

国の制度要綱では「婚姻届をもって婚姻の確認を取ること」という条件になっています。しかしこれでは、「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」で宣誓した、結婚と同様の関係にある同性カップルや事実婚の場合、対象になりません。「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指した「宣誓制度」の趣旨

に反します。

日本共産党は、市長が結婚新生活支援制度を提案した当初から、この問題を指摘して改善を求めてきました。一日も早い、改善が必要です。

## すでに住宅を確保している 方の場合

また、制度の利用条件にも一つ、「住宅に係る契約の前に申請すること」が定められています。国の制度要綱には事前申請は含まれておらず、市独自の運用規定です。そのため婚姻の対象期間であっても4月1日の事前届出の開始以降の契約でない対象外となるのです。市のホームページなどでも、住宅の取得、貸借、リフォームの契約済みの方は対象外となっています。

6月までの実績で、事後届出のために利用できなかった方は、

相談も含めて、22件のうち7件と、3分の1にもなりません。開始から2ヶ月間でこうした状況です。今後も同様のケースが増え続けると考えられます。

船橋市は、「この制度は、結婚したい人が結婚に踏み切れるよう応援する制度」と述べています。結婚後の新生活で苦労をしている方は応援しない、ということでは、是正を求めましたが、「今後、状況を見ながら検討する」とのことでした。

日本共産党は、事前申請なくとも遡って支給が適用されるよう求めていきます。

日本共産党船橋市議団主催

### 法律相談

8月7日(水)  
9月19日(木)

弁護士が相談を受けます  
労働相談も受けています

会場：中央公民館  
※会場が変更する場合がございます

時間：午後1時~4時  
要予約 ☎436-3030